3

1.6に定める料率の上限を考慮に入れることに加え、いずれの年における料率も、重量二百七十三グラムの小形包装物（E）に関し、前年と比較して十パーセントを超える収入の増加をもたらすものであってはならない。

3.1　二千二十七年以降に適用する料率については、前年以前のいかなる未使用の増加分についても繰り越すことができるものとし、3に定める増加分に加えて適用することができる。未使用の増加分の百分率の値が十を超えない分をその翌年に繰り越すことができる。

4

B集団の国の間の通常郵便物の流れ及びB集団の国からA集団の国への通常郵便物の流れの年間総重量が、二千二十六年については二十五トンを下回る場合及び二千二十七年以降については十五トンを下回る場合には、小形包装物（E）の料率は、次のとおり決定する。

4.1　二千二十六年については、1.2の規定に従う。

4.2　二千二十七年以降については、1.4に定める自己申告料率を適用する。ただし、重量二百七十三グラムの小形包装物（E）の自己申告料率を基礎として計算される収入が次に定める料率を基礎として計算される同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも高くなる場合には、次の料率を適用する。

4.2.1　二千二十七年については、一通当たり一・三二二ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・九七二ＳＤＲ

4.2.2　二千二十八年については、一通当たり一・三八一ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・一〇六ＳＤＲ

4.2.3　二千二十九年については、一通当たり一・四四三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・二四六ＳＤＲ

4.2.4　二千三十年については、一通当たり一・五〇八ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・三九二ＳＤＲ

5

二千二十六年に適用する料率については、郵便物一通当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率は、当該比率の百分率の値の増減が前年の比率と比較して五を超えないものとする。二千二十七年に適用する料率については、このような比率についての制約はない。二千二十八年以降に適用する料率については、郵便物一通当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率は、当該比率の百分率の値の増減が前年の比率と比較して二十を超えないものとする。

5.1　5の規定の適用において、郵便物一通当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率が負の数値になってはならない。

5.2　その他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

6

ある暦年について小形包装物（E）に適用する料率を自己申告することを選択した指定された事業体がその翌暦年について異なる自己申告料率を通報しない場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率が引き続き適用される。当該指定された事業体は、2に定める最低の料率を徴収することができる。

6.1　ある暦年について小形包装物（E）に適用する料率を自己申告しないことを選択した指定された事業体がその翌暦年について自己申告料率を通報しない場合には、小形包装物（E）に適用する補償金の料率は、重量二百七十三グラムの小形包装物（E）に関し、1.6に定める料率の上限から算出される収入と、前年における郵便物一通当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率と同一の比率を適用して3に定める最大の増加率から算出される収入のうち、いずれか低い方の料率を基礎とする。

6.2　料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、1.6に定める同様の内国業務において適用される優先郵便物一通当たりの料金を通報しない指定された事業体については、当該指定された事業体が前年の計算に用いた当該料金を適用する。当該指定された事業体がそれまでのいずれの年にも当該料金を国際事務局に通報しなかった場合には、2に定める最低の料率を適用する。

6.2.1　料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、優先郵便物一通当たりの料金が前年に通報された当該料金と比較して減額されている場合には、国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業体から通報を受けるものとする。

7

二千十八年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が七万五千トン（国際事務局に提供される関連する公式の情報その他公に利用可能な情報であって同事務局が評価するものによる。）を超える加盟国の指定された事業体は、小形包装物（E）に適用する料率を自己申告することができる。ただし、当該料率が適用される暦年において、B集団の国からの郵便物の流れであって、二千二十六年については年間総重量が二十五トンを超えないもの及び二千二十七年以降については年間総重量が十五トンを超えないもの並びにC集団の国からの郵便物の流れであって年間総重量が七十五トンを超えないものを除く。当該指定された事業体は、また、当該加盟国への、当該加盟国からの及び当該加盟国と他の国との間における郵便物の流れについて、3に定める収入の増加に係る制限を適用しない権利を有する。

7.1　一の加盟国の指定された事業体が7の規定を援用する場合には、関連する他の全ての指定された事業体（7に規定するB集団又はC集団の国からの郵便物の流れに係る指定された事業体を含む。）も、同様に、3に定める収入の増加に係る制限を受けることなく、当該一の加盟国の指定された事業体に対し、小形包装物（E）の料率を自己申告することができる。

7.2　7.1の規定に基づいて自己申告料率を適用することを選択する関連する指定された事業体（7に規定するB集団又はC集団の国からの郵便物の流れに係る指定された事業体を含む。）は、7の規定を援用した指定された事業体との間で自己申告料率について同一の条件を相互に適用する。8.1及び8.2の規定は、関連する他の全ての指定された事業体にも適用される。

7.3　二千二十七年以降について、指定された事業体が1.4及び7.1の規定に基づいて自己申告料率を適用する場合には、一通当たりの料率と重量一キログラムごとの料率との間の比率は、同一でなければならない（百分率の値で〇・一の偏差は可能とする。）。

8

費用と料金との比率の変更

8.1　7の規定に基づく選択をする指定された事業体を監督する権限のある当局が、小形包装物（E）の取扱い及び配達の費用の全部を賄うため、当該指定された事業体の自己申告料率は一通当たりの費用と料金との比率であって内国料金の七十パーセントを超えるものを基礎としなければならないことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができる。ただし、当該比率は、七十パーセント又は現在有効な自己申告料率の計算に用いている費用と料金との比率のいずれか高い方の百分率の値に一を加えた値を超えてはならず、かつ、八十パーセントを超えてはならない。また、当該指定された事業体が1.4の規定に従って国際事務局に対して行う通報とともに全ての補足的な情報を提供すること（当該当局が当該情報を書面により認証することを含む。）を条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる費用及び収入に関するその他の仕様については、この条約の施行規則に定める。